

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和5年4月1日時点)

所管局：練馬区

機関名称	練馬区消防団運営委員会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	特別区の消防団の設置等に関する条例第3条
設置年月日	1963-07-25
機関の目的・所掌内容	(目的) 消防団の組織の整備を図り、その運営を円滑に行う。(所掌内容) 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項を審議して答申する。1 消防団の組織に関する事。2 消防団員の確保に関する事。3 消防団員の待遇改善に関する事。
委員数	17名 (うち、女性委員数1名)
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	<a href="https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/kaigi/kaigiroku/anzenanshin/shobodan/index.html">https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/kaigi/kaigiroku/anzenanshin/shobodan/index.html</a>
問い合わせ先	練馬区 危機管理室 危機管理課 電話番号：03-5984-1686